

別紙 2

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 娜荷芽（ナヒヤ）

ナヒヤ氏の学位請求論文「近代内モンゴルにおける文化・教育政策研究 1932-1945」は、満州国期の内モンゴル東部（興安＝ヒンガン）における文化・教育政策の展開を実証的に跡づけ、当該地域における教育近代化の進展やモンゴル人主体意識の創出の過程を、新発見のモンゴル語資料などを駆使しつつ解明しようとした歴史学的研究である。これまでの関連する諸研究では、近代内モンゴルにおける教育や文化の発展について、近代中国の中央政府（中華民国北京政府、同南京政府、中華人民共和国）による統合・包摂を前提とした上からの民族政策として理解し、さらに満州国期における対モンゴル政策は帝国主義の「奴隷化」教育を推進したものとして、否定的に描かれるのが通例であった。本論文はこうした見方を疑い、満州国の政策の策定や執行には、モンゴル人が主体的に参画し、自民族の權益を拡大し、その地位を向上させようとする意図があり、交渉主体間の複雑な関係が働いていたことを指摘する。

論文は、序論と本論 4 章および結論からなり、巻末に図表・資料・写真・主要人物略歴表・文献一覧を収める。本文は A 4 版で全 192 頁あり、字数は約 22 万字（原稿用紙 400 字詰めに換算して約 550 枚）の分量になる。

まず、本論文の内容を紹介する。

序論で著者は、満洲国政府の対モンゴル人文化・教育政策には、初等・中等教育の推進、留学生派遣事業の展開、モンゴル語刊行物の促進など、内モンゴル地域の近代化にとって不可欠の要素が含まれており、そのような政策の策定や施行に多くのモンゴル人知識人が積極的に関わっていたことを指摘し、本論文の問題意識を提示する。

第 1 章「内モンゴルにおける「興蒙」志向（1900～32 年）」では、清末期から中華民国政府統治期の「教育興蒙（教育を通じたモンゴル振興）」の動きが扱われ、清朝・中華民国政府の「同化」政策や漢人移民の増大にもかかわらず、モンゴル王公の中には明治日本にならった近代教育の導入やモンゴル意識高揚のための言文一致などを試みたことが指摘される。政治的・軍事的要因やモンゴルを取りまく国際環境により、それらの試みは挫折や停止をよぎなくされるも

のの、人的系譜から見ると、満洲国時代の多くの施策において、この時期のモンゴル人エリートの経験が重要な基盤を提供していたことが確認できる。清末から中華民国統治期は、内モンゴル東部に暮らすモンゴル人にとって、言わば飛躍のための雌伏あるいは準備の時期であった。

第2章「1932～1945年におけるモンゴル文化・教育政策——内モンゴル東部を中心に」は、満洲国における文化・教育政策の策定や実施の過程を具体的に検討する。著者はこれを3つの段階に整理し、モンゴル人官吏を主体に各種文化・教育事業が大きく発展したにもかかわらず、戦争にともなう政治情勢の緊迫化やモンゴル側の不満の増大などの理由により、最終段階において、満洲国政府が教育・文化機構の財団法人化を採用するに至る経緯をたどってゆく。特筆すべきは、内モンゴル東部地域での初等教育の普及とともに、モンゴル人の民族意識も高まり、やがてそれがさまざまな社会教育活動にも広がっていったことである。

第3章「モンゴル人中等・高等教育」では、満洲国政府の対モンゴル人中等教育政策の施行過程やその実態、およびモンゴル人の日本留学事業への取り組みが考察される。興安学院の設立に示されるように、満洲国時期に対モンゴル人中等教育事業は長足の進歩を見せ、多くの人材を輩出する契機となった。また、高等教育の推進策として採用された日本への留学事業は、モンゴル側も自民族の近代化政策の一環としてこれを歓迎し、継続的にこれを支持した。日本の敗戦とともに、多くの中等・高等教育振興策は頓挫するものの、1945年以降も内モンゴル地域の各方面で活躍する政治・文化エリートを育てたという意味で、これらの教育事業が内モンゴル近現代史の中で果たした役割には無視し得ぬものがあった。

第4章「蒙民厚生会の文化・教育事業」は、従来ほとんど言及されることのなかった法人格の文化・教育団体の実態を実証的に解明する。蒙民厚生会、蒙民裕生会、育成学院など1930年代末から1940年にかけて設立された財団法人は、モンゴル人の権益増大の要求に満洲国政府が対応するための施策であったが、モンゴル人官吏や知識人はこの機を捉えて、教育機関の新設、就学・学習奨励制度の実施、留学生派遣事業の拡大、大衆向けの文化振興、モンゴル語書籍の出版事業の推進など、計画的で大規模な公益プロジェクトを展開していった。

終章では、以上の各章の分析・考察をもとに、以下のような結論が導き出される。第一に、満洲国政府は国境地域の保全を目的に、独自の対モンゴル文化・教育政策を実施したが、これにより内モンゴル地域では上からの近代化が進展するとともに、高等教育を受けたモンゴル人知識人階層が生み出され、それが

モンゴル大の自立空間を求める民族意識の高揚につながっていった。第二に、モンゴル人は満洲国政府の策定した多くの文化・教育政策に関わっていったが、それは被支配者や協力者としての従属的な立場からそうしたというよりは、教育の発展・民衆生活の向上・地域の安寧といった主体的立場と民族意識に発するものであり、近代的ナショナリズム形成過程の一部と見るべきである。第三に、モンゴル人が主体的に上記のような文化・教育政策に関わったことにより、知の獲得による民族の自立・自治という終局的な目標を実現するため、来るべき時期にそなえて実力を涵養するというこの地域独自の歩みが可能になった。

以上のような構成と内容をそなえる本論文に対して、審査委員はおもに以下の点で高い評価を与えた。

まず、モンゴル語・日本語・漢語の一次資料を丹念に収集・分析し、内モンゴル東部に対する満洲国の文化・教育政策の具体的な内容を体系的・網羅的に記述することに成功していることである。

次に、通説となっている「奴隷化」教育を超える研究の視点を提示し、清末から1945年に至る歴史過程の中でモンゴル人の主体的選択や自立的活動の諸局面を精査し、説得力ある具体的事例を数多く挙げていることである。

第三に、満洲国時代の文化・教育機構の制度的変遷の実態を跡づけ、モンゴル人の自主的活動や法人化による政策変化の実相を丁寧に分析したことである。とくに文化・教育機構が財団法人化される経緯やその実態については、従来ほとんど知られることのなかったところであり、本論文の学界に対する大きな貢献であると言える。

ただ、本論文に若干の欠点や不足がないわけではない。審査委員からは、モンゴル語のトランスクリプションに不適切な箇所が散見されるとの指摘がなされた。また、「内モンゴル」地域概念をア priori に設定している点についても、複数の審査員から疑問が呈された。さらに、植民地支配とモンゴル・ナショナリズムとの関係についてもさらなる理論的検討が必要だとの意見も出された。

とはいえ、以上述べたような短所は、本論文の学術的な価値を損なうものではない。

以上の所見から、本論文がモンゴル近代史や満洲国期のモンゴル文化・教育政策の研究に大きな貢献をもたらしたことは疑いない。したがって、本審査委員会は一致して博士(学術)の学位を授与するのにふさわしい論文と認定する。